

22消安第1817号
平成22年5月26日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

メキシコ（バハ・カリフォルニア州）から我が国向けに輸出される家き
ん及び家きん肉等の輸入停止措置について

本年5月24日、メキシコ（バハ・カリフォルニア州）において弱毒タイプ
の鳥インフルエンザ（H5N2亜型）の発生があった旨、同国家畜衛生当局か
らの情報提供があった。

本日、メキシコ家畜衛生当局からの追加的な情報提供を受け、同国における
鳥インフルエンザの清浄性が確認されるまでの間、同国から輸入される家きん
及び家きん肉等に対する検疫措置を下記のとおりとするので、動物検疫に当た
っては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象地域

アグアスカリエンテ州、イダルゴ州、オアハカ州、グアナファト州、ケレ
タロ州、ゲレロ州、コアウイラ州、サカテカス州、サンルイスポトシ州、タ
バスコ州、チアパス州、ドゥランゴ州、トラスカラス州、ハリスコ州、プエ
ブラ州、ベラクルス州、ミチョワカン州、メキシコ州、モレロス州、連邦特
別区及びバハ・カリフォルニア州

*下線は、今回新たに輸入停止措置の対象とした地域

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目
の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛